

## 大雪地区広域連合延滞金の減免取扱要綱

平成19年10月25日

要綱第2号

改正 平成20年4月1日 要綱第2号

### (目的)

第1条 この要綱は、大雪地区広域連合国民健康保険条例（平成16年3月29日条例第2号）第38条第2項及び大雪地区広域連合介護保険条例（平成16年3月29日条例第1号）第10条及び大雪地区広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成20年4月1日条例第1号）第6条第4項の規定による延滞金の減免について、地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第15条の9、第20条の9の5、及び第723条第2項の規定によることとし、具体的な取扱いを定め、もって事務処理の適正化を図ることを目的とする。

### (減免の種類)

第2条 延滞金の減免は、当然減免、裁量減免及び申請減免とする。

- 2 当然減免は、法に該当すれば必ず減免しなければならないものとする。
- 3 裁量減免は、減免するか否かを連合長の裁量により決定するものとする。
- 4 申請減免は、納付義務者からの申請により減免を決定するものとする。

### (当然減免)

第3条 当然減免の要件、減免期間及び減免する額は、別表第1のとおりとする。

- 2 当然減免は、納付義務者からの申請は要しないものとする。

### (裁量減免)

第4条 裁量減免の要件、減免期間及び減免する額は、別表第2のとおりとする。

- 2 裁量減免は、納付義務者からの申請は要しないものとする。
- 3 減免の要件となる事実があるときは、納付義務者の責めに帰する事由がある場合を除き、原則として減免するものとする。

4 別表2中、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 減免の要件となる事実の欄第1項第1号中「財産の状況が著しく不良」とは、債務の超過に至った場合のほか、債務超過にはいたらないが、所得が少額であり、かつ、事業の継続又は生活の維持のために必要不可欠な財産以外のものがない場合をいう。
- (2) 減免の要件となる事実の欄第1項第2号中「納付を困難とするやむを得ない理由

がある」とは、納付義務者がその猶予を受けた後その財産につき災害を受け、又は盜難にかかった場合、病気にかかり、又は負傷したため多額の出資を要した場合等で、延滞金の納付を困難とするときで、かつ、その原因につきその納付義務者に故意又は重大な過失がなく、納付についての誠意を維持している場合をいう。

(3) 減免期間の欄第1項中「やむを得ない理由がある」とは、猶予の期間経過後においても、納付義務者の病気、負傷等の事由がやまない場合等をいう。

(申請減免)

第5条 申請減免の要件、減免期間及び減免する額は、別表第3のとおりとする。

2 申請減免を受けようとする納付義務者は、保険料が納付又は換価代金等が充当されることにより完納となったときは、すみやかに延滞金減免申請書（様式第1号）を連合長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第6条 延滞金の減免は、延滞金減免決議書（様式第2号）により連合長の決裁を受けて決定するものとする。ただし、当然減免に該当する場合は、その減免の要件となる処分の決議書をもって、延滞金減免の決定をしたものとみなす。

2 連合長は、申請減免について第5条の規定による申請書を受理したときには、すみやかに当該事実を調査し、前項により減免の可否を決定したときは、その結果を延滞金減免承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(減免期間の特例)

第7条 延滞金の減免は、原則として、減免の要件となる事実が発生してから、その事実がやんだ日までの期間に対応する部分の延滞金について行うものであるが、これらの事実が発生する前にすでに滞納となり、かつ、これらの事実が発生したことによって納付が困難となったと認められるときは、これらの事実が発生する前の未納の期間に対応する延滞金についても減免するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日要綱第2号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

減免の要件となる事実	参考条項	減免期間	減免する額
1 法 15①I、II 等の規定による災害等による徴収の猶予をした場合	法 15 の 9 ①	猶予した期間	全額
2 法 15 の 7 ①の規定による滞納処分の執行の停止をした場合	法 15 の 9 ①	停止した期間	全額
3 法 15①III、IV 等の規定による事業の廃止等による徴収の猶予又は法 15 の 5 ①の規定による換価の猶予をした場合	法 15 の 9 ①	猶予した期間 (年 14.6%で計算される期間に限る。)	半額
4 更正の請求があった場合で、相当の理由があると認めて、法 20 の 9 の 3 ④ただし書きの規定による徴収の猶予をした場合	法 15 の 9 ③	猶予した期間 (年 14.6%で計算される期間に限る。)	半額
5 東川町税条例(昭和 29 年 7 月 30 日条例第 10 号)第 18 条の 2 の規定による災害等による期限の延長をした場合	法 20 の 9 の 5 ①	延長した期間	全額

別表第2（第4条関係）

減免の要件となる事実	参考条項	減免期間	減免する額
1 徴収の猶予又は換価の猶予をした場合で、納付義務者が次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方税、国税、債務等が軽減又は免除されたとき。 (2) 延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。	法15の9②	猶予した期間(猶予期限内に納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められた場合の期間を含む。)	全額
2 財産の差押え又は担保の提供を受けた場合	法15の9④	差押え又は担保の提供がなされている期間(年 14.6% で計算される期間に限る。)	半額
3 納付の再委託を受けた金融機関が、その有価証券の取立てをすべき日後に納付した場合	法20の9の5 ②I	有価証券の取立てをすべき日の翌日から納付があった日までの期間	全額
4 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)の規定により納付の委託を受けた指定金融機関が、その委託を受けた日後に納付した場合	法20の9の5 ②II	委託を受けた日の翌日から納付があった日までの期間	全額

5 交付要求による交付を受けた金銭をその交付要求に係る保険料の徴収に充てた場合	法 20 の 9 の 5 ②③ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令 第 245 号) 6 の 20 の 3	交付要求を受けた執行機関が、強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間	全額
6 賦課決定、更正若しくは決定(以下「賦課処分」という。)について誤りがあったため、減額の更正若しくは賦課決定(以下「減額の更正等」という。)をした場合		納期限の翌日から減額の更正等又は賦課処分の取消しの日までの期間	全額
7 納付義務者が、保険料を指定金融機関以外の金融機関に払い込んだ(納付委託)場合	法第 723 条②	その委託を受けた金融機関が指定金融機関に納付することに通常要すると認められる期間	全額 (第 6 条の減免の決定行為は要さないものとする)
8 その他、連合長が特に必要と認めた場合		連合長が特に必要と認めた期間	全額

別表第3（第5条関係）

減免の要件となる事実	参考条項	減免期間	減免する額
納期限までに保険料を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由（事由）があると認められる場合	法第723条②		全額
(1) 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盜難にあつたために納付することが困難であつたと認められる場合		納付することが困難であつたと認められる期間	
(2) 納付義務者が失職した場合又はその事業につき著しい損失を受け、若しくはその事業の著しい不振、失敗、休・廃業若しくは倒産の結果納付することが困難であったと認められる場合			
(3) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより多額の出費を要したため納付することが困難であると認められる場合			
(4) 納付義務者が病気にかかり、若しくは死亡し、又は身体の拘束を受け、他に納付を管理するもの（以下「納付管理者」という。）がいなかつたため納付することが困難であったと認められる場合		納付管理者がいなかつた期間	

	(5) 納付義務者が破産手続開始の決定を受けた場合又はその財産の全部若しくは大部分につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売の開始、企業担保権の実行手続の開始、仮差押え若しくは仮処分がされているため、納付資金の調達が著しく困難であったと認められる場合	納付資金の調達が著しく困難であったと認められる期間	
	(6) 納付義務者が法律上自己の財産処分が禁止状態にあるため、納付することが困難であったと認められる場合	納付することが困難であったと認められる期間	
	(7) 通信、交通の途絶その他納付義務者の責めに帰することのできない理由(納付通知書、更正決定通知書又は督促状を公示送達した場合を含む。)により、納付することが困難であったと認められる場合	当該理由が存続した期間(公示送達をした場合にあっては、当該納付通知書等の交付の日までの期間)	
	(8) 納付義務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けるに至った場合	すべての期間	
	(9) 賦課又は徴収に関する処分に対し、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 8 条の規定により訴えの提起があり、同法第 25 条第 2 項の規定による執行停止の決定に基づいて執行の停止をした場合	執行の停止をした期間	

	(10) 納付義務者が不服申し立てをした場合で、裁決若しくは判決により賦課処分の全部若しくは一部が取り消された場合		納期限の翌日から減額の更正等又は賦課処分の取消しの日までの期間	
	(11) 納付義務者が、所在不明(滯納者について相続の開始があった場合において相続人がいない場合を含む。)のため、納付義務者に代わって第三者が保険料を納付した場合		納期限の翌日から納付の日までの期間	
	(12) その他、連合長が特に必要と認めた場合		連合長が特に必要と認めた期間	

様式第1号（第5条関係）

延滞金減免申請書

年 月 日

大雪地区広域連合長 様

申請者住所

氏 名

印

下記のとおり、延滞金の減免を受けたいので申請します。

納付義務者	住 所					
	氏 名					
年度	科目	期	保険料額（円）	延滞金額（円）	完納日	備考
合 計						

減免申請の理由	
※減免の申請理由を証明する書類を添付すること。	

様式第2号（第6条関係）

連合長	事務管理者	事務局長	室長	主任等	合議

関係町

副町長	課長	参事	課長補佐・ 主幹	係長・ 主査	担当	合議

延滞金減免決議書

次のとおり、延滞金を減免してよろしいか。

納付義務者	住所	
	氏名	

延滞金額	確定金額	円
	減免額	円
	差引納付すべき額	円
延滞金額の明細	別紙「様式第2号（付表）」のとおり	
減免理由		
取扱要綱該当条項		

## 様式第2号（付表）

### 延滞金額の明細

様式第3号（第6条関係）

延滞金減免承認（不承認）通知書

-212の12-

大雪広企 号  
年 月 日

申請者住所

氏 名

様

大雪地区広域連合長

年 月 日付けで申請のあった延滞金の減免について、下記のとおり承認（不承認）決定したので、大雪地区広域連合延滞金の減免取扱要綱第6条第2項の規定により通知します。

延滞金減免額	円
延滞金等の明細	別記様式第2号（付表）「延滞金額の明細」のとおり
理由	

注 (1) 不承認の場合は、延滞金減免額欄に0円を記載のこと。

(2) 理由欄は、不承認の場合に記載のこと。

(不服申立てについて)

- この処分について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に北海道国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、大雪地区広域連合（訴訟において大雪地区広域連合を代表する者は、大雪地区広域連合長となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。